

翻 訳

自然の友『環境政策唱導便覧』(1)

矢澤久純・劉紅艶 訳

1. 略述
 1. 1 政策唱導とは何か
 1. 2 我が国の NGO による政策唱導の現状
 1. 3 我が国の NGO による政策唱導の方式 (以上、本号)
 1. 4 我が国の NGO による政策唱導の新たな特徴
2. 典型的な環境政策唱導事例の分析
 2. 1 事例(1): エアコン温度 26 度による省エネという唱導行動
 2. 1. 1 経過略述
 2. 1. 2 経過の分析
 2. 2 事例(2): 「奢侈的水消費」唱導行動
 2. 2. 1 経過略述
 2. 2. 2 経過の分析
 2. 3 事例(3):《環境保護法》改正過程における自然の友の主導的参加
 2. 3. 1 経過略述
 2. 3. 2 経過の分析
3. 環境政策唱導のための汎用指針
 3. 1 環境政策唱導過程における利害関係者の関係図
 3. 2 環境政策唱導のための一般的な手順の指導図

1. 略述

1. 1 政策唱導とは何か

政策唱導 (policy advocacy) とは、法律、公共の計画又は裁判所の判決といった政策の選択権や決定権を持っている者の活動に対して影響を与えるために尽力することを言い、政策の性質を変えることを通じて、多方面にわたり多くの個別事例の対象又はグループを変えることを目標とするものである。

アメリカの政治社会学者であるラリー・ダイヤモンド (Larry Diamond) は、NGO【非政府組織】の活動を以下の6種類に分けている。すなわち、1) 興味、関心及び見解を表明すること、2) 情報を交換すること、3) 共通の目標を達成すること、4) 国に対して要求を出すこと、5) 国の構造及び機能の改善に参加すること、6) 国に対して責任を問うこと、である。ダイヤモンドは、NGOはこの6種類の活動における参与のレベルが高くなればなるほど(1)から6))、市民社会及び民主的発展に対する貢献が大きくなる、と考えている。

ダイヤモンドの分類から、私たちは、政策唱導というのは比較的高いレベルのNGO活動に属するものであることが分かる。

1. 2 我が国のNGOによる政策唱導の現状

2007年、賈西津は、《中国の市民が参与するNGOという方法の分析【中国公民参与的非政府组织路径分析】》という一文の中で、中国のNGOの3種類の市民参与モデルを提示し、そして次のように解している。すなわち、——その中で構造的に参与するという権利の付与の意義が最も強いが、しかし、なおも自己組織化の薄弱な個体が参与しているという段階にある。最もよく見られる政策決定への参与においては、唱導性のあるNGOはある領域において成功を収めているものの、普遍的な制度としての参与手段は依然として形成されていない。参与式の統治モデルの方は、農村、都市における

地域【城市社区】、弱者グループ【弱勢群体】が自治を行うとか、役所が公共サービスに対し金銭を出す等の面で、市民の権利の新しい成長点となっている。そして、政治化された市民参与は、中国の改革開放以降、伝統的な市民参与及び拡大された意味での市民参与の多くの面を含んでおり、西側諸国の参与モデルと同じではない、と指摘している。

2008年、詹学勇 (XUEYONG ZHAN) と唐水燕 (SHUI-YAN TANG) は、ラリー・ダイヤモンド (Larry Diamond) の分類⁽²⁾を用いて、中国の環境保護組織に対する評価を行い、次のように指摘している。すなわち、中国における大部分の環境保護組織 (28 団体) のプロジェクトは 1 - 3 の活動類型に限られており、これらの活動は「非政治的活動」と呼ぶことができる。非常に少数の環境保護組織だけは、かなり限られてはいるものの、4 - 6 の活動類型、例えば汚染被害者を援助して地方企業に戦いを挑む活動に入っていており、これらの活動は「政治的活動」と呼ぶことができる。2013年、詹学勇 (XUEYONG ZHAN) と唐水燕 (SHUI-YAN TANG) は、中国の 28 の環境保護組織に対して行なった 2 回 (2003-2005; 2009-2010) の調査のデータに基づいて分析した結果、次のような結論を出している。すなわち、政治構造の変化によって環境保護組織が政策唱導を行う機会は一層、大きくなり、資金面が比較的良く、かつ党一国の関係部門と政治的つながりのある環境保護組織がこれらの機会を利用する技量をますます多く持ち、そうしてその組織自らの政策唱導能力を高めている。しかしながら、党一国の関係部門の間のつながりは、逆にその政策唱導の類型を制約している可能性もある。その文章は同時に、次のことも指摘している。すなわち、西側諸国の類似の組織とは異なり、中国の民間の環境保護 NGO【非政府环保组织】は、公共的政策唱導や大規模社会運動に参加することは比較的少ない。同時に、権威ある関係部門に挑戦することを試みている国内のその他の民間組織とも異なり、中国の民間の環境保護 NGO は、おしなべて、ある種の非対抗的立場を選択している。全体的に言えば、これらの組織の能力と政策唱導に対する関心は非常に限られている。

以上の文章は、中国における、NGO を仲介とする公衆の参与のモデル、

環境保護などの NGO によるプロジェクトの水準、並びにその政策唱導に携わるといふ望み、能力及び空間等の面から、概ね、我が国の NGO、特に環境保護などの NGO の、政策唱導という側面における存在の現状を表している。実際、学界によるこの問題に対する研究はこれに限られているというだけでなく、とりわけ 2006 年以降、この種の研究は、数の上では、それ以前と比べて明らかに増えている。王紹光は、中国の公共政策議事日程の中で決められている 6 種類のモデルは「民衆参与の程度」を分類の横軸とし、同時に「民衆」を議事日程の提議者の一として分類の縦軸に置くことを提案している⁽³⁾。吳湘玲と王志華は、ジョン・W・キングドン〔John W. Kingdon〕の多源流分析枠組みを採用して、問題、政策、政治という三つの源流と政策窓口という四つの面から、我が国の民間の環境保護 NGO による政策の議事日程参与について分析を行なっている⁽⁴⁾。宋方青は、完全な立法情報の公開制度、立法のための公聴会を強化する制度、立法のための世論調査を確立する制度といった三つの面から、地方の立法過程における公衆の参与を推進することを提案している⁽⁵⁾。代水平は、エリノア・オストロム〔Elinor Ostrom〕の集団行動理論という視点から、我が国の立法への公衆の参与には公衆の理性による選択と社会資本の欠落という二つの面の困難な状況があると提議している⁽⁶⁾。楊添翼、宋宗宇及び徐信貴は、環境立法中の公衆参与に対して専門的な検討を行い、我が国の環境立法は政府機関を主導とする立法モデルであって、事実上の閉鎖性という特徴が見られると解している⁽⁷⁾。この他にも、多くの文章が、政府と公衆との関係という視点から、我が国の政策過程における公衆の参与と NGO の参与に論及している。例えば、王名⁽⁸⁾、鄒慶治⁽⁹⁾、楊曉光と丛玉飛⁽¹⁰⁾、黄愛宝と陈万明⁽¹¹⁾等である。そして、政府と NGO の関係についての専門的な討論から、例えば、康曉光と韩恒、范明林⁽¹²⁾といった人物の論述において、私たちは、もっとはっきりと、中国の NGO の行動空間の限界性を見ることができる。

「統治【治理】」という理念は、前世紀の 90 年代から国際社会において起⁽¹⁴⁾こり、そして急速に中国に導入された後、NGO が参与する政策唱導に関する研究がまた国家統治の分析枠組みに取り入れられたが、しかし国内の関⁽¹⁵⁾

連する研究は、依然としてあまり見かけない。第十八期三中全会の決定の中では、国家統治体系及び統治能力の現代化を改革の全体的目標として⁽¹⁶⁾いる。これに伴い、国家統治に関連する研究が大量に現れた。包剛升は、会社統治という視点から、授權代理契約が相互認容【相容】原則を奮い立たせるのに適うものなのかどうかという点に基づいて、国家統治は共同享受型国家統治と利益分離型国家統治の二種類に分けることができると考えている。丁志剛は、中央の十八大以降、中国共産党の党委員会【党委】による指導、政府による責任の承引、社会協同、公衆参与、法治の保障といった社会管理体制を確立する速度を速めなければならないということが何度も強調されており、実際に、多元的共治【多元共治】の理念が体现されていたと⁽¹⁷⁾考えている。鄭言と李猛は、民主的に政權を担い、必要な政策の制定及び実施の過程を民衆に向けて開放し、多元的統治の主体の発展のために良好な法律、政策、制度環境を提供しなければならないと⁽¹⁸⁾提案している。この他には、個別の博士、修士論文において、衝突管理、環境統治等の視点に基づいて NGO の役割を研究する試みが始まっている⁽²⁰⁾。しかしながら、全体的に言えば、国内における、国家統治という分析枠組みに基づく NGO の政策唱導に関連する研究は、なおも極めて少ない。

ここまでで私たちが分かることは、中国の NGO の政策唱導に関連する研究はなおも多くないことである。そして、数から言ってそう多くはないものの、文献に基づいて整理すると、私たちは、前述の研究には一つの共通の特徴があることに気付く。すなわち、一つの事例に基づく研究であれ、多くの事例の比較研究であれ、個別事例に対する深い記述及び分析が欠けており、依然としてマクロ的で、類型化をする段階で止まっているのである。もちろん、この段階の研究も特に重要なものであり、それらのお蔭で私たちは一段高い段階で現状について判断することが可能となる。しかしながら、深みのある個別事例が欠けているがために、そのような整理はあまりにも原則を重んじているように見えるのも確かである。さらに指摘しなければならないことは、前述の研究は予測性という観点を提示しているものではあるが、決して我が国の NGO による政策唱導の現状を真に記述し

ているものではない。私たちは、早急に、真実のことそして深みのある事例を以て、あまりにも原則を重んじているかつての論述を充実させ、併せて現実世界において起きている事実を提示する必要がある。

1. 3 我が国の NGO による政策唱導の方式

我が国の NGO による政策唱導の方式は、概ね、以下のように帰納することができる。⁽²¹⁾ すなわち、

1) 直接代表

これは、NGO が、程度は異なるものの、政策制定過程に直接、参与し、そして自己の立場や見解を表明することができることを指す。現在のところ我が国が定めている直接参与の方法の主要なものとしては、立法／法律改正／司法の各過程における公開の意見募集、大衆からの便りと陳情（投書・陳情制度【信访制度】）、指導者応対日、電子政府、行政公開及び情報公開、公聴会【听证会】、座談会【座谈会】／連絡会【通气会】／面談会【见面会】／意見交換会【咨询会】等がある。

2) 間接代表

これは、NGO が政策制定過程に直接、参与して自己の立場や見解を表明するすべがないときに、それに代わり、政策制定過程に直接、参与することのできるその他の関係者との協力を通じて、間接的に自己の立場や見解を政策制定過程に伝えることを指す。現在のところ我が国にある各クラスの人民代表大会制度及び政治協商〔会議〕制度は、民間の声を間接的に伝える働きを有し得る。

3) 法的手段

これは、情報公開の申請、行政再議の提起、民事公益訴訟及び行政公益訴訟といった公益訴訟の提起等の法的実践を通じて、立法の唱導及び法律執行の監督を行うことを指す。

4) 街頭行動

これは、体を使ったサイレントアピール【行為艺术】、集団デモ【集体游行】等、戸外での行動を通じて、公衆唱導及び異議表明を行うことを

指す。

5) 公衆伝播

これは、伝統的な新聞、逐次刊行物、雑誌、新たに発生した媒体プラットフォーム【平台】(微博、微信[いずれも中国における SNS])、インターネット等の伝播方法を通じて、声を発し、自己の立場や見解を表明することを指す。

6) 専門的交流(学術交流及びシンポジウム)

これは、交流プラットフォームを組織し、異なる方面の専門的有識者が同一の関心を寄せているテーマについて平等に話し合いをする場を提供して、それにより意見表明を実現することを指す。例えば、学術シンポジウムの開催をすることである。

7) 多方面行動(合同遊説、連携行動、多元的共治)

これは、異なる方面の多くの主体が、ある一つの特定の議題ないしはテーマについて、提携して行動のための共同体を形成すること——公開意見の連署行動及び「廃棄ゼロ【零废弃】」同盟のような連携行動を含む——、類似の又は同じ意見の者と提携同盟を結んで異なる角度及びレベルから共同で遊説を行うこと、そして異なる見解・立場を持つ利益関係者と共通の目標の達成について互いに妥協や提携をすることという多元的共治を指す。

8) 国際的支援

これは、本国以外の関係者が、資金の支援をしたり、世論による声援をしたり、政治的に圧力を加えたり、連携行動をする等の異なるやり方で支援をすることを指す。

以上の唱導手段は、いずれも制度化された手段【制度化路径】と見なすことができる。いわゆる「制度」とは、一定の歴史的条件下で、法律、定款といった成文の規範及び儀礼、風俗、慣習といった不文の規範に基づいて形成された行為規則を指す。そして、いわゆる「制度化された手段」とは、これらの成文規範及び不文規範による行為形式に合致することを指す。それは、「合致する」と「反しない」の二つの面を含んでいる。すなわ

ち、〔前者が〕制度の限定に合致する手段であり、私たちはこれを「正式な制度化された手段」と呼んでいる。また、〔後者が〕制度の限定に反しない(制度に限定のない)手段であり、私たちはこれを「非正式の制度化された手段」と呼んでいる。

「正式な制度化された手段」と「非正式の制度化された手段」の区別によれば、上の8種類の方式のうち、直接代表と法的手段は、正式な制度化された手段と見なすことができ、その他の6種類の方式は、程度は異なるが正式な制度化という内包も含んでいるとは言え、いずれも非正式の制度化された手段と見なすことができる。

政策唱導過程において、手段の選択は、唱導のテーマ、情勢の利害、唱導者自身の持つ資源等、多方面の要素にかかっている。いずれの手段も利害を有しており、従って手段の選択の基本原則は「最優性」である。すなわち、多方面の要素の分析及び判断に基づいて、最も優れていると評価される手段を選択することになる。しかも、政策唱導過程が発展するにつれて、いわゆる「最も優れている」手段もまた、変化が生じ得る。時勢の動きをよく見て調整や変更をする必要がある。要するに、明確な政策唱導目標に基づいて、(コストと結果を含めて)最も有効な唱導方式を選択することになる。

- (1) Diamond, L, 1999, *Developing Democracy: Toward Consolidation*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, p. 221.
- (2) Diamond, L, 1999, *Developing Democracy: Toward Consolidation*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, p. 221. Diamond identifies six types of activities that NGOs may engage in: 1. To express their interests, passions, and ideas; 2. To exchange information; 3. To achieve collective goals; 4. To make demands on the state; 5. To improve the structure and functioning of the state; 6. To hold state officials accountable. Diamond argues that the more civil society organizations engage in activities further down the list, the more they can contribute to the development of civic community and democratization.
- (3) 王绍光, 中国公共政策议程设置的模式, 《中国社会科学》, 2006年第5期, 第86-99页。

- (4) 吴湘玲, 王志华, 我国环保 NGO 政策议程参与机制分析——基于多源流分析框架的视角,《中南大学学报(社会科学版)》,第 17 卷第 5 期,2011 年 10 月,第 29-34 页。
- (5) 宋方青, 地方立法中公众参与的困境与出路,《法学》,2009 年第 12 期,第 28-31 页。
- (6) 代水平, 立法公众参与困境的解决——以埃莉诺·奥斯特罗姆的集体行动理论为视角,《西北大学学报(哲学社会科学版)》,2013 年 1 月,第 43 卷第 1 期,第 49-52 页。
- (7) 杨添翼, 宋宗宇, 徐信贵, 论生态危机视阈下的环境立法公众参与,《生态经济》,总 263 期,2013 年第 2 期,第 161-164 页。
- (8) 王名, 走向公民社会——我国社会组织发展的历史及趋势,《吉林大学社会科学学报》,第 49 卷第 3 期,2009 年 5 月,第 5-12 页。
- (9) 郇庆治, 环境非政府组织与政府的关系:以自然之友为例,《江海学刊》,2008 年第 02 期,第 130-136 页。
- (10) 杨晓光, 丛玉飞, 低碳经济下我国草根环境 NGO 与政府协同关系构建,《当代经济研究》,2010 年第 11 期,第 52-55 页。
- (11) 黄爱宝, 陈万明, 生态型政府构建与生态 NGO 发展的互动关系,《探索》,2007 年第 01 期,第 57-61 页。
- (12) 康晓光, 韩恒, 分类控制:当前中国大陆国家与社会关系研究,《社会学研究》,2006 年第 06 期,第 73-89 页。
- (13) 范明林, 非政府组织与政府的互动关系——基于法团主义和市民社会视角的比較个案研究,《社会学研究》,2010 年第 3 期,第 159-176 页。
- (14) 世界銀行は 1989 年の報告の中で初めて「統治の危機」という語を用いて当時のアフリカの情勢を説明し、その後、《統治と発展》を 1992 年の年度報告のタイトルとした。1992 年、ブトロス・ブトロス＝ガーリ Boutros Boutros-Ghali 国連事務総長が全力で支援して、「グローバル統治委員会」が発足した。その委員会は 1995 年に《私たちのグローバル・パートナーシップ》という報告を発表し、「統治」という言葉に対して、境界を定めた。そして、《グローバル統治》という雑誌も出版された。「統治」という理念が発展するにつれて、世界銀行を代表とする国際組織は、統治を用いて評価する多種の分析ツールを開発した。例えば、World Governance Index (WGI), The Governance Analytical Framework (GAF) 等である。
- (15) 俞可平が 2000 年に出版した《治理与善治》(社会科学文献出版社)という書は、今のところ、私たちが知っている、「統治」という理念を正式に中国に導入した最も早い著作である。
- (16) 習近平【习近平】総書記は、2013 年 12 月 31 日の談話の中で「国家統治体系は共産党の指導の下に国家を管理する制度体系であって、経済、政治、文化、社会、

生態文明及び共産党の建設といった各分野の体制構造や法律法規の段取りを含むものであり、言ってみれば、緊密につながり、相互にバランスのとれたひと揃いの国家制度である」と指摘している。习近平、《思想を党の第十八期三中全会の主旨に現実的に統一する【切实把思想统一到党的十八届三中全会精神上来】》、《人民日报》2014年1月1日02版からの引用。

- (17) 包刚升, 国家治理与政治学实证研究, 《学术月刊》, 第46卷, 2014年7月07期, 第5-8页。
- (18) 丁志刚, 如何理解国家治理与国家治理体系, 《学术界》, 总第189期, 2014年2月, 第65-72页。
- (19) 郑言, 李猛, 推进国家治理体系与国家治理能力现代化, 《吉林大学社会科学学报》, 第54卷第2期, 2014年3月。
- (20) 2012年の南開大学の趙伯艳の《社会組織が公共的衝突を統治するときの働きに関する研究【社会组织在公共冲突治理中的作用研究】》という博士学位論文は、社会組織が社会の公共的衝突を統治するときに二種類の役割、すなわち弁護型第三者と中立型第三者を担うことを提示している。それと同時に、社会組織が公共的衝突の統治に参加する際に必要な自己についての条件と外的環境について分析を行なっている。2014年のアモイ【厦門】大学の鄭曾の《環境統治における草の根環境保護民間組織と政府との関係の研究【环境治理中草根环保民间组织与政府关系研究】》という修士学位論文は、アモイ緑十字を特別の例として、政府と草の根環境保護民間組織との関係に影響する三大マクロ的要因、すなわち、環境政治生態、草の根環境保護民間組織に対する政府の管理政策及び草の根環境保護民間組織自身の段階的な特徴を提示している。
- (21) 周巍は、我が国のNGOが公共政策に参加する主な手段を以下の12種類に帰納している。すなわち、1. 関連情報の提供と政策提言、2. 民間の交流、3. 直接代表、4. 行政再議及び訴訟の提起、5. 公聴会への参加、6. 学術交流会の開催、7. 逐次刊行物、雑誌、新聞の出版、8. 合同遊説、9. 連携行動を組織すること、10. マスメディアの助けを借りること、11. 国際勢力の助けを借りること、12. 抗議活動である。周巍, 湘潭大学硕士论文 [修士論文のこと], 《中国非政府组织政策参与的困境及对策研究》, 2006年参照。

訳者あとがき

この文章は、中国において最も主要な環境保護団体である「自然の友【自然之友】Friends of Nature」が執筆した『環境政策唱導便覧【環境政策倡

導手冊】(2015年10月27日発表)の翻訳である。原典は、自然の友のホームページ内の<http://www.fon.org.cn/index.php/index/post/id/3081>に掲載されている文章である(2016年7月10日もここにアクセス可能であった。)。本号では冒頭部分を掲載しており、残りの部分については次号に掲載する予定で、2回での完結を目指している。この翻訳のための翻訳権取得に際しては、自然の友の法律と政策唱導部門のプロジェクト主任である王 惠詩涵氏に大変、お世話になった。2016年2月下旬に代表訳者である矢澤が翻訳許可を求めるメールを自然の友に送ったところ、3月初めにこの王氏より返事を頂戴した。日本語版の発表という今回の企画に対して、自然の友が許可する旨の内容であった。その後の、翻訳許可のための文書の遣り取り等で、この王氏にお手数をお掛けしたことをここに明記して、感謝の意を表したい。

自然の友という環境保護団体の正式名称は、その定款によれば「北京市朝阳区自然之友环境研究所」と言い、1994年に登録され成立した民間環境保護組織である(<http://www.fon.org.cn/index.php/Index/cate/id/15>より。2016年7月10日アクセス。)。今日では、多くの環境公益訴訟に携わるなどして、中国における環境改善に大きく貢献している団体と言える。もともと、この『便覧』は、中国の新しい《環境保護法》について研究し、2016年3月に本学大学院法学研究科修士課程を修了した马 起君が自然の友のホームページ内で発見したものである。马君の集団指導の一員であった本稿代表訳者の矢澤は、この『便覧』を見たときすぐに、日本語に訳す価値ありと判断した。马君は、修士学位のための特定課題論文提出後も、母国である中国の環境保護関係のテーマについて関心を持ち続けていたが、4月から日本の民間企業に就職することが決まっており、翻訳メンバーに入ることができなかったため、ちょうど研修という形で昨年11月より本学法学部に来ていた劉 副教授と矢澤の二人で訳出することとした。

「唱導」という言葉について。「唱導【倡导】」という中国語はよく使われる単語であり、中国に何回か行かれている諸先生方であればきっとご存知のことと思うが、街の壁面等での公的宣伝文において頻繁に登場する単語

である。「倡导绿色生活」という言い方があるように、あることを一般に勧める、率先して提唱するときによく使われるようである。どのように日本語に訳すべきか悩ましいところであり、「政策」という言葉と共に使われるのならば、「提言」の方が良いのではないかとの意見もあるかもしれないが、行政といった公的機関が市民に「提言」をするという日本語に違和感もあり、日本語として使われることは多くないことを承知の上で、「唱導」とした。しかし、中国語の意味は、これで十分、表現できていると思う。

この『便覧』は、環境公益訴訟を多数手がけている自然の友という団体について知るという観点から重要性が高い資料と言える。中国における環境公益訴訟を研究するにあたって、一つの方法として、その提訴主体の分析という方法も有効であろう。なぜならば、環境公益訴訟が提起されて初めて、この新しい訴訟制度に生命がふき込まれ、研究も進展するからである。そしてその提訴主体として最も重要な団体がこの自然の友なのであるから、自然の友が「政策唱導」の一つとして《環境保護法》改正に積極的に参加した経緯を、先ずは当の自然の友が執筆した文章で知っておくことは、状況認識という意味で重要と考える。中国のNGOによる「政策唱導」という視点を中心に据えてこの『便覧』を研究対象とすることももちろん重要なことであろうが、しかし、自然の友が環境公益訴訟において極めて重要な役割を果たしているという紛れもない事実から、中国の環境問題解決の緒いとぐちを探るために、自然の友を研究することもあってよいはずである。なぜなら、中国における環境問題の改善が世界の環境保護に資する可能性は高いし、(ここでは詳論しないが) 実は中国の新《環境保護法》は世界の環境法をリードする可能性すら秘めている内容であるのに、日本人はほとんどこれに関心を持っていないからである。これが、この『便覧』を翻訳した最たる動機である。

中国語の原語を記した方が良いと考えられる場合には、すみ付パーレン【】を付して、その中に記載した。丸カッコ()と山型二重カッコ《》は、すべて、原文のままである。亀甲〔〕内の語句は、読者の理解のしやすさという観点から、訳者が補ったものである。中国人の人名が登場する

が、原則として、日本語の漢字に置き換えるといったことは行わず、中国語（簡体字）のまま記載した。

訳文には、訳者の能力不足の故の誤りが多々あるものと思われる。それはすべて、代表訳者である矢澤の責任である。諸先生方のご教示を頂戴できれば幸甚である。

(矢澤久純 本学法学部教授)

(劉 紅艷 中国・宿遷学院外国語学院副教授)

